### 参考資料 ヒアリング項目

# 「諸外国における年少労働者の深夜業の実態についての研究」 行政関係・質問票

- 1. 演劇子役等に対する労働規制について
  - ①演劇子役等の労働の規制について
    - a. 演劇子役等の定義(何歳から何歳までか、またどのような行うものをいうか(演劇、歌唱、ミュージカル、テレビ、映画等)
    - b. 義務教育は何歳までか
    - c. 規制内容(労働の認可、賃金、労働時間、深夜業、最低年齢、雇用主の義務など)
    - d. 規制している理由
    - e. 演劇子役等の労働者性について
  - ②規制している他の行政組織(労働省、教育省、州政府など)および規制内容
  - ③演劇子役等の労働者性について
  - ④規制に対する労使等からの要望等はあるか
  - ⑤就労現場への指導・監督について

### ※ 参考:日本の最低年齢

「使用者は、児童が満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了するまで、 これを使用してはならない。

①前項の規定にかかわらず、別表第1第1号から第5号までに挙げる事業以外の事業にかかる職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13歳以上の児童をその者の就学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満13歳に満たない児童についても、同様とする。」【労働基準法56条】

#### 日本の年少者の深夜業

「使用者は、満18歳に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によつて使用する満16歳以上の男性については、この限りでない。

- ②厚生労働大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域 又は期間を限つて、午後11時及び午前6時とすることができる。
- ③交替制によつて労働させる事業については、行政官庁の許可を受けて、第一項の規定にかかわらず午後10時30分まで労働させ、又は前項の規定にかかわらず午前5時30分から労働させることができる。
- ④前3項の規定は、第33条第1項の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日に労働させる場合又は別表第1第6号、第7号若しくは第13号に掲

げる事業若しくは電話交換の業務については、適用しない。

⑤第1項及び第2項の時刻は、第56条第2項の規定によつて使用する児童については、第1項の時刻は、午後8時及び午前5時とし、第2項の時刻は、午後9時及び午前6時とする。」【労働基準法第61条】

#### 2. 演劇子役等の就学や家庭学習への影響

- ①演劇子役等活動について各学校が許認可を出すのか。出す場合に、行政機関による認可 の手続との関係性。
- ②学校生活との関係(公演期間中の就学・通学について、出席日数)
- ③学習面への影響(演劇等への出演による欠席、早退が学習面に与える影響等)
- ④就学に問題が生じないように何らかの対策、配慮が講じられているか(夏期休暇や休日 のみ出演を認める、家庭教師の選任を義務づける等)
- ⑤学校生活への影響(友人関係、いじめの有無など)
- ⑥当該の児童および親に対して、何らかの注意事項を与えているか

### 3. 健康面への影響

- ①他の子どもと比較して疲労が見られるか、生活リズムが狂っていないか、成長に悪影響 を与えていないか等
- ②子どもが夜〇時以降(例:午後9時)に活動を行うことについて(現行の日本の規制である夜9時以降の劇場出演を認める場合に、演劇子役等にどのような影響があると考えるか。又、当該国において、芸能関係者に対する例外を認めている場合、一般の年少就労者に対する深夜業の時間と比べて遅く働いていることについてどのような影響があるか。)

以上

# 「諸外国における年少労働者の深夜業の実態についての研究」 演劇協会関係・質問票(案)

- 1. 協会の会員の演劇子役等について
  - ①貴団体の組織構成(会員企業数、会員数)
  - ②演劇子役等とは、何歳から何歳までか、またどのような活動を行うものをいうか。
  - ③演劇子役等の人数(男女別、年齢別,地域別)
  - ④演劇子役等がどのような現場で働いているか (活動分野、職種)
  - ⑤演劇子役等の活躍の頻度(例えば、年間どの程度の回数・時間働いているか)

#### ※ 参考:日本の最低年齢

「使用者は、児童が満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了するまで、 これを使用してはならない。

②前項の規定にかかわらず、別表第1第1号から第5号までに挙げる事業以外の事業にかかる職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が経緯なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13歳以上の児童をその者の就学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満13歳に満たない児童についても、同様とする。」【労働基準法56条】

## 2. 出演契約について

- ①出演契約について(普通は契約書作成するのか)、法的性質(労働契約と考えて良いか)。
- ②基本的契約事項(とくに、就労時間等の記載の仕方)
- ③契約を巡るトラブルの有無・種類
- ④職業紹介事業者 (エージェント) の関わり方・規制

#### 3. 演劇子役等の現状について

- ①演劇子役等の行う業務(化粧等の準備を含む)
- ②演劇子役等が通常、拘束される時間(1公演で週〇日、1日〇時間など)
- ③公演期間中の演劇子役等の生活について(学校生活との関係、下校時から終演後の帰宅時間までの行動。劇場と自宅間の送迎の状況(両親が送迎か?)を含む)
- ④協会に所属する会員企業の規模(大と中小)等によって演劇子役等の処遇に変化はあるか。
- ⑤就労現場における管理者と方法(安全管理など)

- 4. 演劇子役等に対する労働規制について
  - ①演劇子役等の労働を規制している行政組織(労働省、教育省、州政府など)および規制 内容(労働時間規制を含む)
  - ②演劇子役等の労働者性について
  - ③規制に対する要望等
- 5. 演劇子役等の身体の健康への影響
  - ①身体面について(就労への疲労度、休憩時間、食事内容、食事の時間帯、就寝時間、 睡眠時間)
  - ②就労現場では、健康上の問題が生じないよう何らかの対策、配慮が講じられているか
- 6. 演劇子役等の就学や家庭学習への影響
  - ①両親との関係
  - ②学校生活への影響(公演期間中の就学・通学状況、家庭での学習)
  - ③友人関係への影響(いじめの有無など)
  - ④演劇子役等を取り巻く風紀や道徳について
  - ⑤就学に問題が生じないように何らかの対策、配慮が講じられているか

以上

# 「諸外国における年少労働者の深夜業の実態についての研究」 演劇子役等/親御さんへのインタビュー項目(案)

#### 1. 演劇子役等の現状

- ① どうして子役になろうとしたのですか、子役をして楽しいことはなんでしょうか。
- ② 仕事の分野は次のうちのどれですか。(舞台・テレビ・CM その他)
- ③ 仕事内容にはどのようなものがありますか (例:稽古、化粧準備、舞台、その他)
- ④ 1年平均での舞台数はいくつぐらいありますか。
- ⑤ 1回の公演での拘束時間はどのくらいですか。例:1公演で週何日、1日あたり何時間 になりますか。
- ⑥ 公演期間前後の生活について。例えば、稽古時間の確保は、いつどのようにしていますか、下校時から終演後の帰宅時間までどのように過ごしますか。劇場と自宅間の移動はどうしていますか、誰か付き添いますか)

#### 2. 出演契約関係

- ① 契約は意識しますか。
- ② 契約内容(出演時間など)を自分で確認しますか、自分で確認しないとき、誰か確認していますか。
- ③ 出演料は誰が受け取っていますか。
- ④契約をめぐるトラブルの有無・種類
- ⑤職業紹介事業者 (エージェント) との関係

【親御さんへの質問】契約は必ず取り交わしていますか。

#### 3. 健康面への影響

① 演劇子役等をすることで身体面に影響はありますか。例えば、仕事の後の疲労度、休憩時間、食事内容、食事の時間帯、就寝時間、睡眠時間など。

#### 【親御さんへの質問】

子どもの健康管理で特に注意していることはありますか。

## 4. 演劇子役等の就学や家庭学習への影響

- ① 家庭生活への影響(両親との関係、自由時間の確保はできていますか)
- ② 学校生活への影響(稽古・公演期間中でも、他の子と同じ時間授業に出席できますか、できない場合は、どのように学習していますか。公演中、家庭での学習の時間は確保できていますか・何か問題はありませんか)
- ③ 友人関係への影響(仲の良い友達はいますか、いじめの有無など)

# 5. その他

- ① 子どもが夜〇時以降(例:午後10時)に活動を行うことについて
- ② 演劇子役等として活動する中で困っていることはありますか。

以上

# 労働政策研究報告書 No.62

諸外国における年少労働者の深夜業の実態についての研究 - 演劇子役等に従事する児童の労働の実態 -

発行年月日 2006年5月25日

編集·発行 独立行政法人 労働政策研究·研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23

 (編集)
 国際研究部
 TEL 03-5903-6260

 (販売)
 広報部成果普及課
 TEL 03-5903-6263

FAX 03-5903-6115

印刷・製本 ヨシダ印刷株式会社

© 2006

\*労働政策研究報告書全文はホームページで提供しております。(URL:http://www.jil.go.jp/)